件名: 入札№146「研究所本館ブラインド・カーテン交換業務」

No	質　問	回　答
1	落札した際、下請け会社に施工及び管理を委託しても大丈夫でしょうか。	落札後締結する契約書は以下の条文を記載する予定です。本条に抵触しない限りにおいて、一部を委任または、請け負わせることは可能です。 （一括委任又は一括下請負の禁止） 第●条　受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。 2　受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。 3　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。 4　発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。